兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第12号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示○ 空家等活用促進特別区域の指定(住宅政策課)○ 同 上 (同)	ページ 1 1
監査委員訓令○ 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	1
監査委員告示○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程	2

告示

兵庫県告示第419号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例(令和4年兵庫県条例第22号)第10条第1項の規定により、次のとおり空家等活用促進特別区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び赤穂市役所において縦覧に供する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称 赤穂市坂越地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域

赤穂市坂越字毎田、字小島、字名切、字犬戻、字潮見、字宮本、字本町、字高谷、字石佛、字砂山、字下高谷、字荒神、字八祖、字海雲寺、字湯殿町、字洞留、字大柴垣及び字大泊の各一部

^^^^^

兵庫県告示第420号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例(令和4年兵庫県条例第22号)第 10条第1項の規定により、次のとおり空家等活用促進特別区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び西脇市役所において縦覧に供する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称 西脇市嶋地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域 西脇市嶋の全部

監査委員訓令

兵庫県監査委員訓令第1号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県代表監査委員 四 海 達 也

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局処務規程(平成9年兵庫県監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。 第5条第11号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第2項第9号中「個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第15号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)」に改め、同号中ア及びイを次のように改める。

- ア 個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿を作成し、及び公表すること。
- イ 開示請求書を受理すること。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

監査委員告示

兵庫県監査委員告示第2号

事務局

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程を次のように定める。 令和5年3月31日

兵庫県代表監査委員 四 海 達 也

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の実施のため、必要な事項については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第44号)に定めのあるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則(令和4年兵庫県規則第7号)第1条から第23条までの規定の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
 - (兵庫県監査委員告示の廃止)
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規程(平成16年兵庫県監査委員告示第1号)は、廃止する。